

岐阜県公報

第二千六百七十七号
平成二十一年七月二十四日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(特別支援教育課) 四九九ページ

告示

道路の区域変更

(道路維持課) 四九九

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 五〇〇

恵那都市計画道路事業の認可

(街路公園課) 五〇一

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(商業流通課) 五〇一

教育委員会規則

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月二十四日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

岐阜県教育委員会規則第十三号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則(昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県立恵那特別支援学校の部中「病弱者に対する教育」を「知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対する教育」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百六十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から二週間岐阜県土整備部道路

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる
ときは翌日

平成二十一年七月二十四日

維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

国道一般		道路の種類	
号四百十七		路線名	
同郡同町同字同地先まで		区間	
同郡同町同字同地先まで		同郡同町同字同地先まで	
後	前	別前後	区域変更
ハ 〇 三	ハ 〇 三	ル メ ー ト	敷地の幅員
		ル メ ー ト	延長
			備考

岐阜県告示第四百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名	
		区間	
同市同町一五九五番地先まで		同市同町一五九五番地先まで	
後	前	別前後	区域変更
ハ 〇 三	ハ 〇 三	ル メ ー ト	敷地の幅員
		ル メ ー ト	延長
			備考

県道 高谷山線

同市同町一五五三番地先まで		同市同町一五五三番地先まで		同市同町一五五三番地先まで		同市同町一五五三番地先まで	
後	前	後	前	後	前	後	前
七 〇 六	六 〇 八	一 〇 二	七 〇 二	一 〇 二	七 〇 二	七 〇 二	七 〇 二
五 〇 〇	五 〇 〇	九 五 〇	九 〇 〇	九 五 〇	九 〇 〇	九 五 〇	九 〇 〇
				B A 及び A 及び B 及び 関係図 面に示 す敷地 の区分 を			

岐阜県告示第四百六十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
塔ノ洞	関市塔ノ洞字西之谷	次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
	二九五二番一 一号	
	二九五二番一 二号	
	二九五〇番一 三号及び四号	
	二八八番一 五号及び六号	
	二九六二番 七号	
	二九五四番一 八号	
	二九五三番一 九号	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、恵那都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称
恵那市

二 都市計画事業の種類及び名称
恵那都市計画道路事業 三・五・九号 御所の前牧田線

三 事業施行期間
平成二十一年七月二十四日から
同 二十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県恵那市大井町字道昌田及び字神徳地内
使用の部分 なし

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十一年七月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商

業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十一年七月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日
平成二十一年七月九日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社バロー

三 建物の名称及び所在地
バロー根本店

四 岐阜県多治見市根本町三丁目一〇一番地 外

変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前九時三〇分～午後八時
（変更後）午前九時～午後九時

（変更前）午前九時～午後八時
（変更後）午前八時三〇分～午後九時三〇分

（変更前）午前九時～午後八時三〇分
（変更後）午前八時三〇分～午後九時三〇分

平成二十一年七月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県文芸社